

# 興福寺二条家史料の抜書集

**はじめに** 歴史研究室では興福寺が所蔵する典籍文書の調査を継続的におこなってきた。近年はその中で、興福寺三綱・一乗院坊官等をつとめた二条家に伝來した史料を調査している。二条家の史料は、大正年間に保井芳太郎・京都大学・興福寺の三者に分蔵され、保井所蔵分は後に天理大学附属天理図書館に寄贈されて保井文庫となつた。その全貌の究明は大きな課題だが、近年には幡鎌一弘による研究があり、二条家史料の整理・保管・活用において、江戸時代中期に二条憲乗が大きな役割を果たしていたことが明確となつた<sup>1)</sup>。当研究所による興福寺所蔵分の調査においても、憲乗が史料を抜き書きした自筆の記録を確認した。当時、憲乗が閲覧・注目した史料が一覧でき、一部に新出史料も含んでいる。二条家史料の概要を知るのに有益なので、ここに紹介したい。

**「古記部類」** 取り上げるのは、興福寺所蔵二条家記録第6函247号・248号・249号の3冊で、共紙表紙にそれぞれ「(追加)古記部類〈天〉」「(追加)古記部類〈地〉」「部類抜書」という外題がある(以下、「天」「地」「抜書」と略称する)。3冊とも袋綴装で、縦23.8cm、横17.0cm程度である。共紙表紙・茶引後補表紙があり、紙数は「天」は86紙、「地」は67紙、「抜書」は26紙(共紙表紙共)である。

「天」「地」に「追加古記部類」とあるように、これらの書物は「古記部類」に関連している。「古記部類」とはすでに知られた記録で、東京大学史料編纂所に4冊で一具をなす明治時代の謄写本があり、天理の保井文庫に、その原本が存在する(保井芳太郎編『保井家古文書目録』1940、736号)<sup>2)</sup>。奥書によれば、それは元禄15年(1702)3月に二条憲乗が、家蔵の記録の中から抜き書きして4冊にまとめたものだという。二条家史料の主な内容をうかがい知るのに便利であるため、『大日本史料』等にも引用されて活用されている。

今回興福寺で確認した3冊は、共紙表紙の左下に、「地」には「二条法印憲乗」、「抜書」には「法印憲乗」とある。そして「地」の奥書には「家蔵之記追而書抜集之、為三冊者也、宝永七年夏之比ヨリ検交、秋八月<sup>廿</sup>書畢」とある。これだけ見ると、奥書に見える「三冊」が、興福寺本の3冊であるようにも見える。しかし、保井文

庫には「(追加)古記部類〈人〉」が現存する(保井737号。以下「人」と略称する)<sup>3)</sup>。よって興福寺本の「天」「地」と保井本の「人」の3冊が本来は一具で、その3冊が宝永7年(1710)に成立したはずだ。一方の「抜書」は、奥書に「正徳三(癸巳)年二月日書写終畢(二条憲乗花押)」とあるので、さらに後の正徳3年(1713)の成立である。

憲乗は二条家史料の整理に尽力し、その目録として「二条家旧記目録」を作成している(幡鎌論文参照。保井692号。以下「目録」と略称する)。この目録は宝永2年の成立で、その「前之筐」には「古記部類」の4冊も記録されている<sup>4)</sup>。また、「集之筐」の「五之重」には追筆で「追加古記部類 三冊」と見える。以上からは、次の経緯が読み取れる。憲乗は元禄15年に「古記部類」4冊を編集したが、その後、宝永2年に家蔵史料を整理して「目録」を作成した。さらに宝永7年に「追加古記部類」3冊を、正徳3年に「部類抜書」1冊を編集した。

最初に成立した「古記部類」4冊は、まず年号ごとに章立てし、その中で「寺社之事」「神事法会」などと内容ごとに分類しており、かなり整然とした構成となっている。しかし引用史料は「習見聽諺集」「三会定一記」等が多く、20~30種類程度と思われる。一方、その後に編纂された「追加古記部類」「部類抜書」には、いちおうの分類は存在する。すなわち「天」の文首には「僧俗位階職事〈并文書〉」・「地」の文首には「雜事〈附書札〉」とあり、また「抜書」は外題下に「神事/法会/御教書/之部」とある。ただし内容は雑然としており、また時代も順序だっていない。しかし引用史料は「古記部類」よりも格段に増えている。そして記録のみならず、枚文の文書も多数収録している。家蔵史料の目録作成等を通じて、閲覧した史料の幅が広がっていることがうかがえる。その中で注目した史料を、適宜編纂していったのだろう。

これら憲乗が作成した部類記にはみな、本文の右肩に、朱書(または墨書)にて書名等を注記してある。表4は興福寺所蔵の3冊について、その書名注記を書き上げたものである。ただし枚文の文書は書名がないので、表4には「(文書)」とのみ記し、文書のみ別途、表5に一覧表を掲載した。表4の書名については、注記が充分でないことも多く、書物の引用範囲が不明瞭なこともある。特に、書物の中に文書が写されており、それを憲乗が引用した場合、書物の一部なのか枚文の文書なのかの

表4 引用記録

紙数	書名注記	目録No.	出典
「天」			
2才	寺官諸例	3	興239
2ウ-10才	(文書)		
10ウ-16才	応安之巻物曆ノ裏		
16才-25才	(題未詳。同上カ)		
25才-39才	(文書)		
39才-40ウ	摂家門跡三綱伝記		
41才	維廣会探題方光乗記	38	興15
41才-43ウ	天文三年奉行方引付法眼淳貞之記	43	保661
43ウ-44才	会所目代方記元乗	55	保646
44ウ	元乗寺主引付	56	興279
44ウ	春日西御塔記隆乗一冊	69	興220
45才-54才	御寺務簡要抄一	80	
54才-54ウ	応永廿年嚴乘記	103	保632
55才-56ウ	丹州記	84	保622
57才-59才	明応二年三綱諸会出仕記源乗	94	興301
59ウ-60ウ	吉殿庄引付応永冊五年	106	興272
61才-62才	応安六年会所目代引付憲乗記	105	興271
62ウ-63才	公文目代引付応安三年憲乗記	107	興269
63才-68才	応永廿年私記嚴乗	103	保632
68才-69才	三綱昇進記文明四年源乗記	104	興298
69才-70才	東大寺法華会源乗記	109カ	
70才-72才	簡要類聚鈔第一定昭ヨリ末々伝記一冊在之	150	京63
72ウ-74ウ	(文書)		
75才-82才	習見聽諺集第十三実暁記・第九・第二・第三・第四・第七・第八・第一	177	興258-267
82才-84才	大般若奥書	コ68函	
84才-85才	公物唐院記録ノ中抜書	(下の欄外 注記参照)	
85才-85ウ	大行事方記録		
「地」			
2才-32ウ	(文書)		
32ウ-33ウ	永享二年会所方記嚴乗	32カ	興274カ
34才-36ウ	文龜三年元乗寺主引付之記	56	興279
36ウ-38才	御寺務簡要抄	80	
38才-40才	丹州記	84	保622
41才-42才	簡要類聚鈔	150	京63
42才-47ウ	習見聽諺集第十三・第九・第七・第八・第一	177	興258-267
47ウ-64ウ	大般若奥書	コ68函	
64ウ	諸事案文等之記永禄年中	204	
65才-66才	太子伝	221	
「抜書」			
2才-3ウ	光暁記 (文書)		
3ウ-5ウ	嚴乘記		
5ウ-8ウ	習見聽諺集	177	興258-267
8ウ-11才	兼継記	コ54函2号	
11ウ-14才	兼継權官記		
14才-14ウ	兼継記	コ54函2号	
15才	実暁記		
15才-15ウ	習見聽諺集	177	興258-267
15ウ-16才	光明院記		
16才	習見聽諺集	177	興258-267
16才-21ウ	(文書)		
22才-23才	本紙古書ハ一乘院殿へ進上申候		
23才-25ウ	(文書)		

\*紙数: 例えは2才とは第2紙表、2ウとは第2紙裏を示す。

\*目録No.: 輯鑑論文掲載の「二条家旧記目録」に付けられている通し番号である。

\*出典: 下記の略称を用いた。数字は史料番号である。なお略称「京」の数字は、科研報告書『中世寺院における内部集団資料の調査・研究』(研究代表者 勝山清次、2006)所載の番号である。

興: 興福寺所蔵二条家記録。保: 『保井家古文書目録』。

京: 京都大学所蔵一乘院文書。コ: 興福寺典籍文書(二条家記録以外)。

\*出典は、目録上での比定にとどまっていることが多いので、さらなる確認が必要である。原則としては、輪鑑論文に記載されているものは、その出典を記し、それ以外で出典が判明したものも注記した。

\*「天」84才-85才「公物唐院記録ノ中抜書」は至徳2年5月6日の戒和上禪実文書奉納状で、「東金堂細々要記」にほぼ同文あり。

表5 引用文書

紙数	文書名/備考	日付	出典
「天」			
2ウ	六方衆等書状写 →丹波上座御房。六方衆会評定	7月5日	
2ウ-3才	兼覚書状写	〈応永20年〉10月25日	京1959
3才-3ウ	光暁書状写	〈応永20年〉10月27日	京1960
3ウ-4ウ	兼覚披露状写	〈応永20年〉10月19日	京1961
4ウ-5才	兼覚披露状写	〈応永20年〉10月19日	京1962
5才-5ウ	兼覚挙状写	10月5日	京1963
5ウ	良乘言上状写	応永20年10月 日	京1964
6才	兼覚披露状写	〈応永20年〉10月11日	京1965
6才-7才	藤原忠通書状写	保元元年7月 日	保824
7才-7ウ	某仮名消息写	京56	
7ウ-8才	高山寺殿仮名消息写	京57	
8才	靡殿仮名消息写	京58	
8ウ	靡殿仮名消息写	京59	
8ウ-9才	靡殿仮名消息写	京60	
9才-9ウ	高山寺殿置文写	弘安3年11月28日	京61
9ウ-10才	武藏殿知行目録写	早397	
25才-26才	足利直義下知状写	貞和2年10月27日	京2011
26ウ	高師直奉書写 武藏守(花押影)→伊自良左近将監殿 越前國紙山味美河原等	貞和2年11月28日	
26ウ-27才	一乘院門跡御教書写	文安2年8月12日	早402
27才-27ウ	嚴乘讓状写	応永26年5月18日	京105
28才	興福寺別当御教書写 尊貞→謹上丹波法橋御房	12月17日	京97
28才-28ウ	興福寺別当御教書写 兼暁→飯尾肥前守殿	11月19日	京1994
28ウ-29才	一乘院門跡御教書写	〈正長2〉7月26日	京96
29才	興福寺別当御教書写	8月6日	京92
29ウ	一乘院門跡御教書写	7月26日	京95
29ウ-30ウ	藤原長繼請文写 藤原知綱書状写	弘安元年12月22日	京1973
30ウ	藤原知綱挙状写	4月11日	京1979
31才	藤原知綱書状写	嘉暦3年2月9日	京1980
31才-31ウ	隆秀書状写	〈嘉吉2〉10月25日	京1975
31ウ	畠山義深カ書状写	8月19日	京1976
31ウ-32才	地頭代信昭請文写	嘉暦3年3月10日	京1983
32才	地頭代親綱契約状写	嘉暦3年2月18日	京1982
33才-33ウ	僧永真私領寄進状写	大治2年12月27日	京1971
33ウ-34ウ	竹林院雜掌申状写 春日社領攝津国中島内河南庄	応永30年11月 日	
34ウ-36ウ	候人中連署起請文写	文亀2年正月14日	京72
36ウ-39才	六波羅下知状写	嘉暦3年3月27日	京55
72ウ-74ウ	院主僧正実憲讓状写	天文13年2月 日	京2040
「地」			
2才	筒井順昭披露状写 →高天信濃殿。内侍原郷民	7月24日	
2才-3才	中坊盛祐披露状写 →高天信濃寺主御房。内侍原郷人	7月27日	
3才	後光巣上院宣写	〈応安5〉正月20日	京39
3ウ	一乘院門跡御教書写	応安5年2月7日	京41
3ウ-4才	六方衆書状	正月23日	京42
4才	伝奏万里小路嗣房奉書写	〈応永元〉10月28日	京40
4ウ	伝奏万里小路嗣房書状写	〈応永2〉8月7日	京43
5才	伝奏裏松重光奉書写	〈応永13〉3月27日	京44
5才	伝奏裏松重光奉書写	〈応永14〉11月21日	京45
5ウ	伝奏広橋兼宣奉書写	7月6日	京46
5ウ-6才	興福寺別当良覚書状写	嘉暦3年7月25日	京47
6才-6ウ	伝奏広橋兼宣奉書写	7月6日	京48
6ウ-9才	下野国塙谷莊年貢送文写	嘉元元年11月5日	保869
9才-9ウ	丑寅方三輩衆等披露状写	閏正月4日	京922
9ウ	中坊貞祐書状写 →三目代。進官御成下	9月23日	
10才	松縫盛祐書状写 →三目代。進官下地	9月22日	
10才	松縫盛祐・松右秀次連署状写 →中丹。進官御成法	9月22日	
10ウ	松縫盛祐書状写 →二条殿。檜物師座	9月13日	
10ウ-11才	福住宗職書状写	2月10日	京967
11才-11ウ	超昇寺俊弘書状写 →三目代。喜殿・瓜(菴カ)裏	11月12日	
11ウ	筒井藤勝披露状写	5月3日	京944

紙数	文書名/備考	日付	出典
「天」			
12才	福住宗職披露状写 →高天法眼御房。田原本酒手繪物	6月1日	
12才-12才	福住宗職披露状写	4月11日	京244
12才-13才	八条藤政披露状写	12月1日	京71
13才	畠山德本書状写	12月19日	禾輯
13才	畠山道端書状写	2月24日	禾輯
13才-14才	細川道賀書状写	8月20日	
14才	筒井順興書状写 →三目代之御中。東田部進官下地	11月13日	
14才	筒井順興書状写 →高天殿。管(菅)田上庄左近名	11月8日	
15才	筒井順昭披露状写 →供目代御房。十市郷・越智郷諸闕所進官米	10月14日	
15才-15才	筒井順昭披露状写 →衆中沙汰之衆御中。進官下地段錢	9月23日	
15才	筒井順政書状写 →古市殿。礼物	8月18日	
16才	興書状写 →三目代。豊前庄	11月5日	
16才	筒井藤勝披露状写 東服部進官庄屋逐電	2月8日	
17才	筒井順昭披露状写 →高天信濃寺主御房。窪田庄寺門反錢	〈天文10年〉11月15日	
17才-17才	長盛書状写 →会所御目代。田庄村進官会米	9月6日	
17才-18才	家尊書状写 →二条法眼御房。南喜殿庄進官運上物	11月20日	
18才-18才	高田為成披露状写 →北小路大膳大夫殿・二条法眼・高天上座。麴室	11月21日	
18才-19才	中坊盛祐披露状写	12月29日	京1062
19才-19才	中坊高祐書状写 →高天殿。祈雨芸能錢	7月28日	
19才	中坊高祐書状写 →高天殿。田庄村	11月25日	
20才	中坊高祐書状写 →高天信濃殿。窪田村	9月13日	
20才	中坊高祐書状写	7月25日	京181
20才-21才	中坊高祐書状写 →成福院。稲米 猿染衆	2月10日	
21才-21才	中坊高祐書状写 →会所目代御房。田庄村進官米	9月17日	
21才-22才	賢家披露状写	8月20日	京101
22才-22才	朝倉景保書状写 →行乘坊。在陣 当国迄御下	10月15日	
22才-23才	俊栄書状写 →会所目代御房。柏原方	11月16日	
23才-29才	長河莊唯識講供米注進状写	正平7年閏2月	日 京16
29才-30才	山門根本中堂閉籠衆議書写	〔永享5年閏7月7日〕	歴博
30才-31才	供目代寛舜書状写 →会所目代御房・公文目代御房・通目代御房。若宮祭礼 学侶集会評定	〈天文乙未〉11月15日	
31才-31才	片岡俊栄書状写	3月7日	京201
31才-32才	片岡俊栄書状写	5月21日	京993
32才-32才	畠山道端書状写 →松林院御坊中。田庄村	〈応永29年〉2月13日	
「抜書」			
2才	室町幕府管領奉書写 左兵衛佐→興福寺別当僧正御房。田楽頭役段錢	永享2年11月12日	
2才-2才	光暎書状写 →人々御中。一乘院領 段錢	11月18日	
2才-3才	室町幕府管領奉書写 左兵衛佐→興福寺別当僧正御房。 若宮祭礼田楽頭役	永享2年12月29日	
3才	一乘院門跡御教書写 専慶→供目代御房。一乘院家領反錢	2月2日	
3才-3才	供目代俊実披露状写 →忍觀已講御房。一乘院家領反錢	正月19日	
16才-16才	一乘院門跡袖判御教書写	正長元年11月24日	京65
16才-17才	一乘院門跡御教書写	〈正長元〉11月24日	京66

紙数	文書名/備考	日付	出典
「天」			
17才-17才	一乘院門跡御教書写	文安2年8月12日	京67
17才-18才	一乘院政所下文写	文安2年8月12日	京68
18才-18才	一乘院門跡御教書写	〈永享5〉10月9日	京69
18才	一乘院門跡御教書写	9月23日	京70
18才	足利義満御判御教書写 御判「義満公」→興福寺別当僧正御房。 公文代職	2月9日	
18才-19才	足利義満袖判某奉書写	4月11日	京1993
19才-19才	一乘院門跡良昭袖判御教書写	明徳元年4月14日	京134
19才	一乘院門跡良昭袖判御教書写	明徳元年4月14日	京133
19才-20才	一乘院門跡良昭袖判御教書写	応永元年8月25日	京1995
20才	一乘院門跡良兼袖判御教書写	応永21年6月1日	京104
20才	伝奏日野勝光奉書写 →一乘院殿。門跡御後見職	〔康正3年〕11月28日	
20才-21才	式部卿親王令旨写	康永2年3月14日	京54
21才	某書状写 (花押影) → 三綱上洛	9月25日	
21才	某書状写 (花押影) → 春日西御塔造営用途	9月12日	
23才	興福寺別当御教書写 亮実→越前権上座御房。当年会勾当	8月1日	早404
23才-23才	新院某院宣写	4月1日	京9
23才-24才	藤氏長者宣写 左少弁有繼→謹上大納言法印御房	4月1日	京8
24才	光嚴上院宣写 右中弁→淨名院如意珠殿。 春日社領越前国和泉庄領主職	建武4年7月24日	
24才-24才	二宮某施行状写	〈嘉慶2〉5月14日	京1977
24才	畠山義深達行状写	貞治6年11月6日	禾輯
24才-25才	畠山義深達行状写	貞治6年10月5日	禾輯
25才	興福寺別当御教書写 法眼紹舜→丹波法橋御房	3月23日	京107
25才-25才	伏見上院宣写	正安2年9月12日	京52

\*日付の( )は附年号を、〔 〕は端書等から判明することを示す。  
\*出典未確認のもの、また、既存の目録と内容に相違があるものは、備考として、2行目に「差出書→充所。内容等」を注記した。  
\*紙数・出典等の表記は、表4に準じた。ただし出典における下記の略称は表5のみで用いている。  
早: 早稲田大学所蔵。『早稲田大学所蔵荻野研究室収集文書』上巻(吉川弘文館、1978)の番号を示した。  
禾輯: 東京大学史料編纂所所蔵の謄写本「古今禾輯」掲載。  
歴博: 国立歴史民俗博物館所蔵。

判断が難しいことがある。このようにさらに検討を要するが、とりあえずの概要は判明するだろう。

表4の書名注記を通覧すると、憲乗が作成した「目録」に対応書が見えるものが多い。当然ながら、二条家所蔵史料によって編纂したことが確認できる。幡鎌論文では「目録」に書名の通し番号を付けているので、その番号を「目録No」として表4に注記しておいた。また、幡鎌は「目録」と近代の史料目録との対照もおこなっており、その成果を若干増補・修正したものを、表4の「出典」欄に付記しておいた。

表5は前述のように、枚文の文書のみを抜き出したものである。表5も、近代の史料目録等で確認できるものは、その番号等を「出典」欄に記しておいた。

**新出史料** これら表4・5の「出典」欄を見ればわかるように、記録は興福寺・保井に、文書は京都大学に入ったものが多い。しかし「出典」欄が空欄のものも存在する。さらなる確認が必要だが、今では所在不明のものも

## ①「地」第36紙裏～第38紙表 御寺務簡要抄

一、寺領被充行間事 被渡印鑑之後、則有其沙汰、先三綱知行庄事、殊可有御計也、漏目代之三綱中、以謫次上首、鰐江・岡田等体庄被充行之歟、於末座之輩者、賀茂・大隅等無其難歟、龍門・龍蓋別当代御門徒之中、可然之僧綱被仰付之、其外庄々、出世者房官以下、隨宜有御計、故僧正御房仰云、於三侯戸庄者、僧綱中常御使參仕之仁、代々知行來也云々、或御教書、或於御所被召仰之、於三綱者、無故障之輩被召仰之常例也、京南庄事、五師内々令伺申者故実也、不然者、政所御計可有子細者也、當時被補預所庄々、

近江国 笠庄 岡田々 潤々 物部々 安吉々 浅

井々 鰐江々 犬上々

攝津国 吹田々 河南々 新屋々 浜崎々 甘舌々

沢良宜々 猪名々 溝杭々

河内国 足力々 狹山々 龍泉寺

山城国 賀茂々 瓶原々 猶野々 綺々 大住々 朝

播磨<sup>磨</sup>国

吉殿々 三個々

倉々

小岡庄

備前国

日高々 讀岐国 藤原庄

安藝国

三侯戸々 和泉国 谷川庄

丹波国

龍門寺 龍蓋寺 田村庄 京南庄

大和国

一、延慶三年正月廿六日、今曉卯一点大地震、又辰刻許同少動了、今日舞人忠有為菩提山童舞師匠、自京都下向之處、宇治一坂之南程申刻許遇山賊了、

## ②「地」第38紙表 丹州記

多いと思われる。特に表5には、「出典」欄が空欄で新出史料と思われるものが多く存在する。それらはほとんどが室町時代の文書と思われ、文書は憲乗が全文を掲載しているので、有益な史料となるだろう。

表4の記録にも、新出と思われる史料は存在する。例えば「天」第45紙表～第54紙表・「地」第36紙裏～第38紙表の「御寺務簡要抄」は、現在他に見えない史料と思われる。「天」では平安・鎌倉時代の文書を引用するが、下記の文書は新出と思われる。すなわち、治承5年(1181)正月29日興福寺権別当挙状写・正月29日藤氏長者宣写(権右中弁藤原光雅奉。以上、覚憲の権別当補任関係史料)、承元2年(1208)2月日興福寺別当良円辞表写、康平5年(1062)5月27日興福寺別当明懷辞表写である。また「地」には新別当が印鑑を渡された後、三綱等に寺領莊園をあてがう記事があり、史料①として翻刻を掲出した。

また、表4「天」第55紙表～第56紙裏・「地」第38紙表～第40紙表には「丹州記」の引用がある。「目録」によれば「丹州記」とは琳乗が記した、延慶3年(1310)正月～12月の日並記であり、『保井家古文書目録』622号だと思われるが、現在、天理図書館には存在しない。「天」には延慶3年11月5日に鎌倉で大火があった旨、「地」では4月条で、淀の関所で山伏の狼藉があった旨、6月29日条では室生の竜穴で鳴動があり大石が落下した旨などを記す。そして、正月26日には地震の記事があるので、当日条の全文を史料②として示した。余震もあるような比較的大きな地震と思われるが、今のところ他の記録には見えないようである。

地震については、「地」第56紙表の大般若經奥書にも、天文19年(1550)に地震があったことが見え、「廿二日寅刻ニ大地震ス、兵乱ニ立由風聞了」とある。この記事は

すでに、興福寺所蔵大般若經の原典に依拠した翻刻が公表されている<sup>5)</sup>。しかし災害史料としては周知されていないようなので、注意を喚起しておく。原典からは、この地震が天文19年6月22日にあったことが判明する。ただし、この日は「多聞院日記」も遺存しているが、そこには地震の記事はない。天文19年の地震はさほど大きくなかったのだろうか。

おわりに 二条家の史料は、現在、各所に分蔵されている。そのため、江戸時代に全体を調査した二条憲乗の記録は貴重である。彼の記録等によって全貌把握につとめるとともに、興福寺所蔵分について、地道な調査を続けたい。

(吉川 聰)

## 謝辞

表の作成には、派遣職員の宇佐美倫太郎氏等のご協力を得た。

## 註

- 1) 輛鎌一弘「興福寺坊官家の史料目録」科研報告書『興福寺旧蔵史料の所在調査・目録作成および研究』研究代表者 上島享、2002。
- 2) 藤原重雄『『大日本史料』第三編関係史料の収集・校正および春日大社関係散逸史料の調査』『東京大学史料編纂所報』第36号、史料採訪、2001。
- 3) 『保井家古文書目録』737号には「古記部類〈天地人〉三冊」とあり、3冊一具で保井芳太郎が所持していたよう見える。しかし現在保井文庫に存在するのは「人」のみである。また興福寺所蔵本の「追加古記部類」には、他の二条家記録と同様に後補表紙に「大正十三甲子年九月」とあり、朱印にて柳生彦蔵寄贈の旨が明記されており、他の史料と一括して興福寺に寄贈されているはずである。
- 4) この部分の左横に追記と思われる字で、「同追加二冊」とある。これが「部類抜書」を指す可能性もあるが、明確ではない。
- 5) 『奈良県大般若經調査報告書二本文篇』奈良県教育委員会、167頁、1995。